全建事発第 131 号 令和 2 年 3 月 16 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 近 藤 晴 貞 〔公 印 省 略〕

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との 取引に関する一層の配慮について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。標記の件につきまして、令和2年2月21日付 全建事発第123号「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について」にて通知したところですが、今般、国土交通大臣及び経済産業大臣の連名により、当会に対して別添のとおり再度の通知がありました。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者から、親事業者が十分協議することなく、納期の遅れを理由とした一方的な取引の停止や適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの行為を受けた旨の相談が寄せられていることから、年度末を迎えるにあたり、経営基盤の弱い下請等中小企業との十分な協議はもとより、納期遅れへの対応、適正なコスト負担、迅速・柔軟な支払いの実施、発注の取消・変更への対応について周知徹底など更なる措置を講ずるよう要請されております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業 の皆様に対して周知賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当) 事業部 木下

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

国総交第118号 国土建整第130号 20200306中第10号 令和2年3月10日

関係事業者団体代表者 殿



新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じております。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者から、親事業者が 十分に協議することなく、納期の遅れを理由とした一方的な取引の停止や適正な コスト負担を伴わない短納期発注などの行為を受けた旨の相談が寄せられてい ます。

年度末を迎えることもあり、貴団体におかれましては、経営基盤の弱い下請等中小企業に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下請等中小企業との十分な協議の実施はもとより、下記の事項について周知徹底など更なる措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 納期遅れへの対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者が物資不足及び人手不足等に起因して納期に遅れる恐れがあることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に損失補填を求めることなく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するよう努めること。

2. 適正なコスト負担

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、原材料価格等の高騰及び短納期による残業や休日出勤の発生等によるコスト増を踏まえ、下請事業者に対し、下請代金の支払いに当たって追加コストの負担を行うこと。

3. 迅速・柔軟な支払いの実施

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響による受注減等を受けて下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、既定の支払条件にかかわらず支払期日・支払方法について改めて協議し、速やかな支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。

4. 発注の取消・変更への対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下請事業者に対し、発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることとならないよう、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

Commence of a marginal alarment of the call the